

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 公有財産に係る事務の効率的な運用に資するため、総務部長の審査対象事務を見直す。
- (2) 鳥取県産業技術センターの地方独立行政法人化に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に規定する普通財産の譲与又は減額譲渡の事務を総務部長の審査対象から除外する。
- (2) 鳥取県産業技術センターに係る規定の削除その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

産業技術センターを地方独立行政法人化することにかんがみ、宿舍に入居できる職員の範囲を見直す。

2 規則の概要

- (1) 県が設立した地方独立行政法人の役職員を、宿舍に入居できる職員に加える。
- (2) 様式について所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。